

# 平成23年度 朝来市商工業支援施策

## 【1 朝来市中小企業融資制度】(拡充)

●申込方法 申込書〔3部(金融機関、朝来市、商工会用)〕に必要事項をご記入の上、商工会を經由して取扱金融機関にお申し込みください。 ※申込書は取扱金融機関と商工会(支所)にあります。

### ●資金種別

融資の種類	①長期資金		②短期運転資金	③経営革新支援資金 (新規)	④企業育成資金 (新規)	⑤開業資金 (新規)
融資限度額	20,000千円		20,000千円	30,000千円	30,000千円	30,000千円
融資期間	10年以内	5年以内	1年以内	10年以内	10年以内	7年以内
据置期間	2年以内	2年以内	なし	2年以内	2年以内	2年以内
融資利率	2.0%	1.8%	1.5%	1.3%		
返済方法	元金均等月賦		期日一括	元金均等月賦		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる					
担保及び保証人等	取扱金融機関の定めるところによる					

### ●申込資格

- 共通事項
- ・市税を滞納していない方(添付書類として市税納税証明書が必要です)
  - ・市内に店舗又は事務所を有する市内居住の商工業者
- ①②の資金
- ・引き続き6か月以上同一事業を経営している方
- ③の資金
- ・朝来市商工会等の指導、支援を受け、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定を受けた者
  - ・平成20年度以降に認定を受けられた方を対象とします
  - ※兵庫県による事業認定が必要となります
- ④の資金
- ・朝来市商工会等の指導、支援を受けた経営の革新を目的とした事業計画を有する者
  - ※専門家、金融機関、商工会、事業者による事業計画を策定する必要があります
- ⑤の資金
- ・融資申込日に市内に居住する者で、朝来市商工会等の指導、支援を受け、新規に事業を開始する事業計画を有する者
  - ※専門家、金融機関、商工会、事業者による事業計画を策定する必要があります

●融資の制限 長期資金と短期運転資金は重複して融資できません

●取扱金融機関 但馬銀行・みなと銀行・但馬信用金庫・但陽信用金庫・兵庫県信用組合の朝来市内の各支店(順不同)

●その他 審査によっては、ご希望に沿えない場合があります

### ●問い合わせ先

- ・朝来市産業経済部経済振興課(672-2816)
- ・朝来市商工会(672-2362) 同生野支所(679-2233) 同山東支所(676-2405) 同朝来支所(677-1190)
- ・その他 上記の金融機関でもお問い合わせできます。

## 【2 朝来市中小企業融資利子補給制度】(新規)

- 対象者
- ・朝来市中小企業融資制度の「③経営革新支援資金」「④企業育成資金」「⑤開業資金」の利用者
  - ・借入実行日が平成23年4月1日以降のもの
  - ・利子補給申請時及び利子補給請求時に市税、市の使用料その他これに類する市の納付金に滞納がない者
  - ※市税納税証明書の提出が必要です。また、使用料等に関しては市側で調査を行います

●内容 5年以上の借り入れに対して借入実行日から3年間の支払利子全額(延滞利子を除く)

●申込等 市への申請等は平成24年度からとなります

●実施期間 平成23年度から3年間

### ●問い合わせ先

- ・朝来市産業経済部経済振興課(672-2816)
- ・朝来市商工会(672-2362) 同生野支所(679-2233) 同山東支所(676-2405) 同朝来支所(677-1190)

### 【3 朝来市企業誘致及び雇用促進条例】（継続）

●支援内容

種 類	要 件	奨励金額、期間等
固定資産税相当額奨励金	朝来市内において次の要件で工場等を新設又は増設する事業主に対して奨励金を交付します。 ● 要件 ※ 新設の場合 投下固定資産総額が3,000万円以上（小売業は5,000万円以上）で、かつ、新規雇用者が3人以上いること。 ※ 増設の場合 投下固定資産税が3,000万円以上で、かつ、新規雇用者が3人以上いること。	※奨励金額 固定資産税相当額 ※期間 6年間
雇用促進奨励金		※奨励金額 新規雇用者×40万円 ※限度額 1,200万円 該当する新規雇用者1人につき1回限り

- 対象者 ・日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業に該当する事業者及び市長が必要と認めた業種の事業者  
 ・平成22年1月1日以降に新・増設をしたもの
- その他 ・平成22年3月に条例改正を行い、支援内容を拡充しています。  
 （改正前：固定資産税相当額奨励金3年間、雇用促進奨励金一人当たり10万円）

### 【4 朝来市工場等新增設奨励金制度】（新規）

- 支援内容 ・平成23年1月2日以降に取得した資産の固定資産税相当額（上限額500万円）を1回、奨励金として交付します
- 対象者 ・日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業に該当する事業者及び市長が必要と認めた業種の事業者  
 ・市税、市の使用料その他これに類する市の納付金に滞納がない
- 要件 ・工場等を新設し、又は増設するために新たに要した費用（土地、建物及び償却資産の取得費）の合計額が500万円以上  
 ・土地及び建物については、平成23年1月2日以降操業開始日までに取得したもの・・・事業用床面積の増が必要  
 ・償却資産については、前年中取得の資産（事務機器除く）となります（課税免税点未満の場合を除く）
- 支援時期 ・平成24年度課税に対して、平成24年度の第4期固定資産税納付後に交付します
- 実施期間 ・平成23年度から3年間（奨励金交付は平成24年度から平成26年度まで）
- その他 ・朝来市企業誘致及び雇用促進条例から新規雇用者3人の要件を撤廃し、投下固定資産総額の要件を緩和しました

### 【5 朝来市機械等奨励金制度】（新規）

- 支援内容 ・平成23年1月2日以降に取得した償却資産の固定資産税相当額（上限額200万円）を1回、奨励金として交付します
- 対象者 ・日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業に該当する事業者又は経営革新計画の認定事業者  
 ・市税、市の使用料その他これに類する市の納付金に滞納がない
- 要件 ・事業に供する前年中取得の償却資産（事務機器除く）となります（課税免税点未満の場合を除く）
- 支援時期 ・平成24年度課税に対して、平成24年度の第4期固定資産税納付後に交付します
- 実施期間 ・平成23年度から3年間（奨励金交付は平成24年度から平成26年度まで）

用語の定義

- ※工場等・・・日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業の用に供する施設及び市長が必要と認めた施設をいいます。
- ※新設・・・朝来市内に新しく工場等を設置することをいいます。
- ※増設・・・朝来市内に既に立地している工場等を拡張又は業種の異なる工場等を設置することをいいます。
- ※投下固定資産総額・・・工場等を新設し、又は増設するために新たに要した費用のうち、土地（操業開始日前3年以内に取得したものに限り。）建物及び償却資産の取得費の合計額をいいます。
- ※常用雇用者・・・工場等に常時雇用する従業員（雇用保険の一般被保険者）をいいます。
- ※新規雇用者・・・操業開始日の前3箇月から操業開始日後6年までの間に新たに雇用し、引き続き1年以上継続して雇用している常用雇用者で市内に住所を有する者をいいます。

●問い合わせ先

- ・朝来市産業経済部経済振興課（672-2816）